

## クレジットカード加盟店規約

本規約は、加盟店（第1条にて定義する）が会員（第1条にて定義する）に対して信用販売（第1条にて定義する）を行う場合のイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」という）と加盟店との間の契約関係につき定めるものとする。

### 第1条（定義）

1. 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社に加盟を申し込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体をいうものとする。
2. 「会員」とは、以下のいずれかの者との間で締結したクレジットカード等（以下「カード等」という）の交付等にかかる契約に基づきカード等の交付等を受けた者をいう。
  - （1）株式会社イオン銀行
  - （2）国際ブランドから、当該国際ブランドの管理するカード番号等を付してカード等の交付等を行うことを許諾された者が当該許諾に基づきカード等の交付等を行った場合における当該者
3. 「カード等発行会社」とは、会員に対してカード等を発行する者のうち前項第2号の者をいう。
4. 「カード番号等」とは、割賦販売法第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」（カード等の番号、カード等の有効期限、暗証番号またはセキュリティコード）をいう。
5. 「国際ブランド」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
  - （1）マスターカードインターナショナルインコーポレイテッドまたはそのグループ企業
  - （2）Visa インターナショナルまたはそのグループ企業
6. 「商品等」とは、加盟店が会員に販売または提供する商品、権利、サービス等をいう。
7. 「信用販売」とは、会員がカード等を提示することにより、加盟店が商品等の代金または対価等を会員から直接受領することなく、会員に商品等の引き渡しまたは提供等を行う取引をいう。
8. 「実行計画」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む。）であって、その時々における最新のものをいう。
9. 「国際ブランドの規則等」とは、国際ブランドが定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン等、および提携組織の指示、命令、要請等（国際ブランドの指示等に基づく当社から加盟店に対する指示等を含む）をいう。

### 第2条（加盟店）

1. 加盟店は、本規約に基づき、前条第2項に掲げるカード等のうち加盟店申込書に記載されたカード等による信用販売を行うものとする。ただし、当社は、加盟店に通知することにより信用販売の対象となるカード等の種類を追加、削除、変更することができるものとする。

2. 加盟店は、加盟店および本規約に基づき信用販売を行う加盟店の店舗または施設にかかる以下の事項を当社所定の書面または記録媒体をもってあらかじめ当社に届け出でその承認を得る（以下、当社の承認を得た店舗または施設を「カード取扱店」という）ものとし、追加、取消の手續きについても同様とする。

- (1) 加盟店の商号、所在地、連絡先、代表者またはこれに準ずる者の氏名、住所、生年月日、指定金融機関口座および法人番号（加盟店が個人事業主である場合は、屋号、当該個人の氏名、住所、連絡先、生年月日および指定金融機関口座）
- (2) 信用販売を行う加盟店の店舗または施設の名称、所在地、連絡先
- (3) 取引の種類
- (4) 業種
- (5) 取扱商品等
- (6) カード番号等の適切な管理の措置の導入状況
- (7) カード等の不正利用対策の措置の導入状況
- (8) カード番号等の適正な管理の体制等の状況
- (9) カード番号等の取り扱い業務を外部事業者に委託している場合の委託先の指導体制状況等
- (10) カード等の不正利用発生時の対応体制の状況等
- (11) 前各号に掲げるもののほか当社が加盟店に対しあらかじめ通知する事項

3. 加盟店は、本規約に基づき信用販売を開始する時点において、以下のいずれの事項も真実かつ正確であることを表明し、保証するものとする。

- (1) 特定商取引法に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近5年間に同法による処分を受けたことがないこと
- (2) 消費者契約法において、消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また直近5年間に同法違反あるいは同法の適用を理由とする敗訴判決を受けたことがないこと

4. 加盟店は、前項各号に表明保証した内容が真実に反すること、または反するおそれがあることが判明した場合、当社に対して、直ちにその旨を通知するものとする。前項各号に該当する事由が新たに生じた場合またはそのおそれがある場合も同様とする。

5. 加盟店は、カード取扱店の見やすいところに、当社所定の加盟店標識を掲示するものとする。

6. 加盟店は、信用販売の促進のために、当社が個別の承諾を得ることなく印刷物等に加盟店が本条第2項に基づき届け出た加盟店の商号および所在地等を記載することを、あらかじめ異議なく認めるものとする。

7. 加盟店は、当社所定の売上票、売上集計票、CAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）等の端末機（以下「端末機」という）、商標等を本規約に定める目的以外に使用してはならないものとし、また、これを第三者に使用させてはならないものとする。

8. 加盟店は、信用販売にあたり、国際ブランドの規則等に準拠した取扱いを行わなければならないものとし、加盟店が国際ブランドの規則等に準拠した取扱いを行うために要する費用は、加盟店の負担とする。

9. 国際ブランドの規則等に変更（制定、廃止等を含む）があった場合は、変更後の内容が加盟店に

適用されるものとし、当該変更起因して加盟店に生じる費用、損害、第三者に対する責任は、加盟店が負担するものとする。

10. 国際ブランドが、加盟店側の事由に起因して、当社に違約金、反則金等（名称の如何は問わないものとする）を課すことを決定した場合、加盟店は、当社の請求に応じて違約金、反則金等の額と同額の金員を当社に支払うものとする。

### 第3条（信用販売）

1. 加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関係法令および本規約を遵守し善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うとともに、正当かつ適法な商行為に則り信用販売を行うものとする。
2. 加盟店は、有効なカード等を提示した会員に対し、正当な理由なく信用販売を拒否し、直接現金払いもしくはカード等以外のクレジットカード等の使用を要求する、または手数料等名目の如何を問わず、現金払いの顧客と異なる代金を請求する等、会員に不利となる差別的取り扱いを行ってはならないものとする。
3. 加盟店は、本規約に基づく信用販売において以下に定める内容の取引を行わないものとする。
  - （1）公序良俗違反の取引
  - （2）特定商取引に関する法律に違反する取引
  - （3）消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
  - （4）当社が会員の利益の保護に欠けると判断する取引
  - （5）会員が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引
  - （6）特定商取引に関する法律に定められる特定継続的役務提供、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引、電話勧誘販売取引、訪問販売取引
  - （7）その他当社が不相当と判断する取引
4. 加盟店が本規約に基づき信用販売を行える商品等は、前条第2項に基づきあらかじめ当社に届け出た上でその承認を得たもののみとし、変更する場合も同様とする。ただし、当社の承認の有無にかかわらず、以下に該当するまたは該当するおそれがある商品等については、信用販売を行えないものとする。
  - （1）公序良俗に反するもの
  - （2）銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬および向精神薬取締法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）その他の関連法令の定め違反するもの
  - （3）第三者の著作権、肖像権、知的財産権等を侵害するもの
  - （4）タバコ（加熱式を含む、たばこリキッド式は除く）、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券その他の有価証券
  - （5）国際ブランドの規則等により取扱いが禁止されるもの
  - （6）生体（犬、猫、観賞魚等）
  - （7）その他当社が不相当と判断する商品等
5. 前項に基づく当社の承認は、商品等が前項各号のいずれにも該当しないことを保証するものではなく、当社による承認後に、当該商品等が前項各号のいずれかに該当することもしくはそのおそ

れがあることが判明した場合、または、法令、国際ブランドの規則等の変更等により、前項各号のいずれかに該当すること（そのおそれがある場合を含む）となった場合、当社は、加盟店に対する何らの責任を負うことなく、当該承認を撤回することができるものとする。

6. 加盟店は、旅行商品、酒類等、販売にあたり許認可を得るべき商品等を取り扱う場合は許認可を得ていることを表明し保証するものとし、当社が許認可を得ていることを証明する関連書類の提出を求めた場合には、直ちにこれに応じるものとする。また、加盟店は、これら商品等を取り扱うための許認可を喪失した場合は、直ちにその旨を当社に通知し、当該許認可にかかる商品等の取り扱いを中止するものとする。
7. 加盟店は、当社が加盟店に対して商品等について報告を求めた場合には、直ちにこれに応じるものとし、当社が商品等を本条第4項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、直ちに当該商品等の信用販売を中止するものとする。

#### 第4条（信用販売の方法）

1. 加盟店は、会員からカード等の提示による信用販売の申し込みがあった場合、割賦販売法その他の法令に定める基準および端末機の使用規則およびその取扱規則の定めに従い、端末機を使用し、善良な管理者の注意をもって、以下の手続きを行うものとする。
  - (1) カード等の真偽および有効期限が経過していないことを確認すること
  - (2) カード番号等、会員の指定する支払方法、金額等を端末機へ入力し、カード等が有効であることを確認し、当社の承認を得ること
  - (3) 端末機から自動発行された売上票へカード取扱店の名称、取扱者名を記入し、以下の事項を確認すること
    - ①カード等に記載された会員氏名と売上票に印字された会員氏名の一致
    - ②カード等に記載されたカード番号等と売上票に印字されたカード番号等の一致
  - (4) 会員に暗証番号の入力を求め、正しい暗証番号が入力されたことを端末機により確認すること。ただし、やむを得ない事情により暗証番号入力による確認ができない場合には、売上票の所定欄へ会員の署名を徴求し、カード等の会員の署名と徴求した署名の一致を確認すること
  - (5) 売上票の控えを会員に交付すること
2. 加盟店は、前項の信用販売を行った場合には、当社が別途定めた場合を除き、端末機を使用し、当該信用販売に関するデータ（以下「売上データ」という）を当社に送信するものとする。
3. 加盟店は、端末機が故障、障害等何らかの理由により使用できない場合または当社が特に認めた場合には、前項にかかわらず、割賦販売法その他法令に定める基準に従い、善良な管理者の注意をもって、以下の手続きを行うものとする。ただし、エンボレスカード等の取り扱いは行わないものとする。
  - (1) カード等の真偽および有効期限が経過していないことを確認すること
  - (2) 当社に電話連絡して承認番号を取得すること
  - (3) カード用印字機により、当社所定の売上票へカード等に記載された番号、会員氏名、有効期限を転写すること

- (4) 売上票へ加盟店の名称、加盟店番号、カード取扱店の名称、取扱者名、会員の指定する支払方法、売上日付、金額、品名、型式、数量等とともに第2号により取得した承認番号を承認番号欄に記入すること
  - (5) 売上票の所定欄への会員の署名を徴求し、カード裏面の会員の署名と徴求した署名の一致を確認すること
  - (6) 売上票の控えを会員に交付すること
4. 加盟店は、前項の信用販売を行った場合には、当社が別途定めた場合を除き、当該信用販売に関する売上票を当社に送付するものとする。
  5. 前4項の場合において、加盟店は、実行計画に掲げられた措置を講じて、当該信用販売が偽造カード等の利用その他カード番号等の不正利用（以下「不正利用」という）に該当しないことを確認するものとし、加盟店が講じる実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様については、加盟店は第2条第2項の規定に基づき当社に対して届け出るものとする。
  6. 加盟店が売上データおよび売上票に記載できる金額は、当該売上代金（税金、送料を含む）のみとし、現金の立て替え、および過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとする。また、加盟店は、通常1回で処理されるべきものを売上日の変更、金額の分割等により売上データや売上票を複数にすること、ならびに売上データや売上票の金額の訂正はできないものとする。
  7. 加盟店は、当社所定の売上票以外は使用できないものとする。また、売上票は加盟店の責任において保管・管理し、他に譲渡できないものとする。

## 第5条（無効カード等の取り扱い）

1. 前条の手續において以下の各号のいずれかに該当することが判明したときは、加盟店は、信用販売を行わず、カード等（本条においてカード等とは偽造、変造されたカード等を含むものとする）を回収のうえ、直ちにその旨を当社に通知しその指示に従うものとする。
  - (1) 提示されたカード等が無効である旨の通知を当社より受けたとき
  - (2) 偽造または変造と判断できるカード等を提示されたとき、もしくは破損したカード等を提示されたとき
  - (3) 前条の確認の結果、カード等の提示者とカード等の名義人との同一性が確認できないとき
  - (4) カード等を提示した者の挙動その他が明らかに不審であり、当該提示者がカード等に記載の会員本人でないと判断しうるとき
  - (5) 一度に多人数が来店し多数のカード等が提示される等、信用販売の申し込みが不審であるとき
  - (6) 日常の取引から判断して異常に大量または高価な取引の申込み等の不審な取引の申込みがあったとき
  - (7) 前各号のほか信用販売の申し込みが明らかに不審であるとき
2. 万一加盟店が前項に違反して信用販売を行った場合、加盟店は当該信用販売代金の全額について一切の責任を負うものとする。
3. 加盟店は、自らが行った信用販売につき不正利用がなされた場合には、直ちにその旨を当社に対

して報告するものとする。また、加盟店は、当社が必要と判断した場合には、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとする。

4. 加盟店は、遅滞なく前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを当社に対して報告しなければならないものとする。

#### 第6条（信用販売限度額）

1. 当社は、加盟店が同一日、同一売場で同一の会員に行える信用販売の総額（送料、税金を含む）を、当社があらかじめ定める金額（以下「信用販売限度額」という。）の範囲内とすることができるものとする。なお、当社は同一の売場において、特定の商品等に信用販売限度額を個別に定めることができるものとする。
2. 当社は、加盟店に通知することにより前項の信用販売限度額を引き下げることができるものとする。
3. 加盟店が信用販売限度額を超えて信用販売を行おうとする場合は、加盟店はその都度事前に当社の承認をとるものとする。

#### 第7条（会員の支払い方法）

1. 加盟店の取り扱う会員の支払い方法は、1回払い、2回払い、リボルビング払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、分割払いの6種類のうち加盟店申込書に記載された支払方法とする。ただし、会員の提示したカード等が日本国外の会社が発行したものであるときは、1回払いに限られるものとする。
2. 分割払いの回数は、加盟店申込書に記載された回数とし、1回あたりの支払金額に1円未満の端数がある場合には、初回支払金額に加えるものとする。
3. 本条第1項で定める各支払方法の取扱金額は以下のとおりとする。
  - (1) 1回払い、リボルビング払い 1円以上
  - (2) 2回払い、ボーナス一括払い 1万円以上
  - (3) 分割払い 1万円以上かつ1回の支払金額が3,000円以上
  - (4) ボーナス2回払い 5万円以上
4. 前3項の規定にかかわらず、加盟店は、カード等発行会社と会員との契約に基づき、一部の支払い方法の取り扱いができない場合や取扱金額等の取り扱い条件が異なる場合があることを承諾するものとする。
5. 加盟店は、株式会社イオン銀行およびカード等発行会社の判断により、カード等での信用販売ができない場合があることを承諾するものとする。

#### 第8条（商品等の引き渡し等）

1. 加盟店は、信用販売を行ったときは、直ちに会員に対し商品等の引き渡しまたは提供を行うものとする。ただし、信用販売を行った当日に商品等を引き渡しまたは提供することができない場合は、書面をもって引き渡し時期等を会員に通知するものとする。

2. 加盟店は、割賦販売法第2条第3項に定められる信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第4項または第5項およびそれらの施行規則に定める事項などを記載した書面等を遅滞なく会員へ交付しなければならないものとする。

#### 第9条（立替金の請求）

1. 加盟店が端末機を使用して信用販売を行った場合においては、当該端末機から売上データを当社に伝送することにより、立替払い請求を行うものとし、当社は会員に代わり加盟店申込書に記載の支払日に立替払いするものとする。
2. 前項の方法によらない場合、加盟店は、会員に対して行った信用販売の売上票に当社所定の売上集計表（兼請求書）を添付して原則として都度当社宛に送付することにより立替払い請求を行うものとする。
3. 立替金の請求は、売上データまたは売上票等が当社に到着した時に成立し効力を生じるものとする。

#### 第10条（加盟店手数料）

カード等における信用販売に対して加盟店が当社に支払う加盟店手数料は、前条に基づき加盟店が立替払い請求を行なった当該カード等による信用販売代金額（以下「信用販売代金額」という）に加盟店申込書記載の手数料率を乗じた金額とし、1円未満は切り捨てるものとする。

#### 第11条（立替金の支払い）

当社から加盟店に対する立替金の支払いは、加盟店申込書記載の支払い日に、加盟店申込書に記載の売上締日までの信用販売代金額より前条の加盟店手数料を差し引いた金額の合計金額を加盟店の指定する金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。なお、振込手数料は、当社が負担するものとする。

#### 第12条（商品の所有権）

信用販売にかかる商品の所有権は、当社が前条の規定に基づき当該信用販売にかかる立替金を加盟店に支払った時に当社に移転するものとする。ただし、次条の規定に基づき信用販売が取り消しされた場合または第14条第2項もしくは第16条第1項の規定に基づき立替払い請求が取り消しされた場合で、当社が当該信用販売にかかる立替金をすでに加盟店に支払い済みであるときは、加盟店が当該立替金を当社へ返還した時に当社から加盟店へ所有権が復帰するものとする。

#### 第13条（信用販売の取り消し）

1. 加盟店は、信用販売の取り消しまたは解約を行う場合は、会員に対し直接当該信用販売代金額の払い戻しは行わず、当社所定の方法により取り消し処理を行うものとする。
2. 前項の場合において、当社が当該信用販売にかかる立替金をすでに加盟店へ支払い済みであるときは、加盟店は当該立替金を直ちに当社へ返還するものとする。なお、当社は当該立替金相当額を次回以降に当社が加盟店へ支払うべき立替金から差し引くことで返還を受けることもできるも

のとする。

#### 第14条（会員との紛議等）

1. 加盟店は、信用販売にかかる商品等に関する一切の責任を負担するものとし、会員から苦情、相談を受けた場合、会員との間において紛議が生じた場合、その他信用販売に関して会員と加盟店の間に生じている問題がある場合には、速やかにその解決にあたるものとする。
2. 前項の紛議等を理由に会員が第1条第2項各号に定める者に当該信用販売代金相当額の支払いを拒絶した場合もしくは第1条第2項各号に定める者から当社に対する支払いが滞った場合は、加盟店は、当社が加盟店に支払った当該信用販売にかかる立替金を直ちに当社へ返還する。前項の紛議等が生じ、またはそのおそれがある場合であって、当該信用販売にかかる立替金の支払いが済んでいない場合は、当社はその支払を留保できるものとし、この場合、当社は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。なお、前項の紛議等が当該信用販売日に対応する締切日より60日を経過しても解決しないときは、当社は当該立替金の支払いを拒絶することができ、この場合、加盟店は当該信用販売にかかる立替払い請求を取り消すものとする。
3. 当社が関係法令に基づき加盟店または加盟店による本規約に基づく取引等あるいは会員からの苦情等その他の事項に関して調査を要すると判断した場合には、当社は加盟店に対して調査を実施または要請することができ、加盟店はその調査に協力しなければならないものとする。
4. 当社は、前項の調査の結果、必要があると認める場合には、本規約に基づく信用販売を停止することができるものとし、この場合、当社は信用販売を停止したことにより加盟店に生じた損害について一切賠償する責任を負わないものとする。

#### 第15条（苦情等の処理）

1. 加盟店は、会員の利益の保護に欠ける行為を防止するために必要な体制および苦情等を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。
2. 加盟店は、会員から申出のあった苦情等の処理に対し、誠実な対応をもって適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
3. 加盟店は、認定割賦販売協会の消費者相談室、消費者センターその他の機関を介して苦情等の申出があった場合においても誠実な対応をもって適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

#### 第16条（立替払いの拒絶）

1. 当社は、加盟店からの立替払い請求について以下の各号のいずれかに該当する事実を確認した場合は、承認番号の有無にかかわらず、立替金の支払いを拒絶することができるものとする。この場合、加盟店は、当該信用販売にかかる立替払い請求を取り消すものとする。
  - (1) 売上データまたは売上票が正当なものでないとき、または記載内容に不実不備があるとき
  - (2) 第2条第3項の表明保証に違反したとき
  - (3) 第3条または第4条の規定に違反して信用販売が行われていたとき
  - (4) 第14条第1項に規定する紛議等が当該紛議等にかかる信用販売日に対応する締切日より60日を経過しても解決しないとき

- (5) 信用販売を行った日より60日以上経過して立替払い請求がなされたとき
  - (6) 会員より自己の利用によるものではない旨の申出が、加盟店、当社または第1条第2項各号に定める者であったとき
  - (7) 本規約に基づき取扱うことのできるカード等以外のクレジットカード等にて信用販売を行い、当社宛に立替払い請求をしたとき
  - (8) 信用販売を取り消しまたは解約したにもかかわらず、第13条に定める手続きを行わないとき
  - (9) 加盟店の事情により、会員に対する商品等の引渡し、提供が困難になったとき
  - (10) 加盟店が第23条に定める調査に応じないときまたは必要な協力をしないとき
  - (11) その他本規約またはこれに付随する契約に違反して信用販売が行われたとき
2. 前項の場合において、当社が当該信用販売にかかる立替金をすでに加盟店へ支払い済みであるときは、加盟店は当該立替金を直ちに当社へ返還するものとする。また当社は、当該立替金相当額を次回以降に当社が加盟店へ支払うべき立替金から差し引くことで返還を受けることもできるものとする。
  3. 当社は、加盟店の立替払い請求について、本条第1項各号の事由に該当するおそれがあると認められた場合は、当該信用販売にかかる立替金の支払いを留保することができるものとし、この場合、当社は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。
  4. 前項の場合、加盟店は、当社の調査に応じるものとし、調査の結果当社が立替金の支払いを相当と認めるときは、当社は、加盟店に当該立替金を支払うものとする。なお、当社の調査により当該信用販売が行われた日より60日を経過しても立替金の支払いが相当と認められないときは、当社は当該信用販売にかかる立替金の支払いを拒絶することができ、加盟店は、当該信用販売にかかる立替払い請求を取り消すものとする。当社が当該信用販売にかかる立替金をすでに加盟店に支払い済みであるときは、本条第2項に準じた取り扱いを行うものとする。

#### **第17条（地位の譲渡等の禁止）**

1. 加盟店は、本規約による契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
2. 加盟店は、当社に対する債権を第三者に譲渡および質入れできないものとする。

#### **第18条（業務委託）**

1. 加盟店は、当社が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務の一部または全部を第三者に委託することはできないものとする。
2. 加盟店は、前項に基づき本規約に基づいて行う業務の一部または全部を第三者に委託する場合（数次委託を含む）は、当該第三者をして本規約を遵守させるものとし、当該委託先による本規約の違反は加盟店の違反とみなす。

#### **第19条（営業秘密等の守秘義務）**

1. 当社および加盟店は、本規約の履行上知り得た相手方の技術上または営業上その他の秘密（以下「営業秘密等」という）を本規約の履行以外の目的に利用し、第三者に提供、開示もしくは漏

洩してはならない。

2. 当社および加盟店は、営業秘密等を滅失、毀損または漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当該情報の漏洩等に関し責任を負うものとする。
3. 本条の規定は、本規約による契約終了後においても効力を有するものとする。

## 第20条（個人情報の守秘義務）

1. 加盟店は、本規約の履行上知り得た会員の個人に関する一切の情報（以下「個人情報」といい記録・保存媒体を問わない）を秘密として保持し、当該情報を本規約の履行以外の目的に利用し、または第三者に提供、開示もしくは漏洩してはならない。
2. 加盟店は、個人情報の滅失、毀損または漏洩等が発生し、または発生するおそれが生じたときは、直ちに当社に報告するとともに、自己の費用にて調査を実施し、二次被害およびその他被害の拡大を防止するための適切な措置を講じるものとする。
3. 当社は、個人情報の滅失、毀損または漏洩等が発生したと判断する合理的な理由があるときは、加盟店に対して事故事実の有無、可能性の状況等その他の報告を求める等必要な調査を実施または要請することができ、加盟店はその調査に協力しなければならないものとする。
4. 加盟店は、個人情報を滅失、毀損または漏洩等することがないように個人情報の保護に関する法律およびそれに関連するガイドラインを遵守するものとする。また、加盟店はこれらに規定される必要な措置を講じるものとし、個人情報の滅失、毀損または漏洩等に関し責任を負うものとする。
5. 加盟店は、第18条第1項の規定に基づき第三者に業務の一部または全部を第三者に委託するにあたり当該業務に個人情報の取扱いが含まれる場合には、十分な個人情報保護水準を満たしている委託先を選定しなければならないものとする。
6. 本条の規定は、本規約による契約の終了後においてもその効力を有するものとする。

## 第21条（カード番号等の適切な管理）

1. 加盟店は、信用販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等を取り扱ってはならない。
2. 加盟店がカード番号等を取り扱う場合には、加盟店は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないが、かつカード番号等につき、その滅失、毀損または漏洩等を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
3. 加盟店は、カード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じなければならない。
4. 加盟店が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様（加盟店が第三者にカード番号等の取り扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様を含む。）については、加盟店は第2条第2項の規定に基づきあらかじめ当社に対して届け出るものとする。
5. 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれ

があるとき、その他カード番号等の滅失、毀損または漏洩等の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとする。

6. 加盟店または本条第10項に定めるカード番号等の取り扱いの委託先の保有するカード番号等の滅失、毀損または漏洩等が発生し、または発生するおそれが生じたときは、直ちに当社に報告するものとし、速やかに自らの費用で以下の措置を取らなければならない。
  - (1) 滅失、毀損または漏洩等の有無を調査すること
  - (2) 前号の調査の結果、滅失、毀損または漏洩等が確認されたその発生期間、影響範囲（滅失、毀損または漏洩等の対象となったカード番号等の特定を含む。）その他の事実関係および発生原因を調査すること
  - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること
  - (4) 滅失、毀損または漏洩等の事実および二次被害防止のための対応について必要に応じて公表または影響を受ける会員に対してその旨を通知すること
7. 前項柱書の場合であって、滅失、毀損または漏洩等の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちに自らの費用でカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。
8. 加盟店は、本条第6項柱書の場合には、遅滞なく、同項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならない。
  - (1) 第6項第1号および第2号の調査の実施に先立ち、その時期および方法
  - (2) 第6項第1号および第2号の調査につき、その途中経過および結果
  - (3) 第6項第3号に関し、計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュール
  - (4) 第6項第4号に関し、公表または通知の時期、方法、範囲および内容
  - (5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項
9. 加盟店または本条第10項に定めるカード番号等の取り扱いの委託先の保有するカード番号等の滅失、毀損または漏洩等が発生した場合であって、加盟店が遅滞なく本条第6項第4号の措置をとらない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表または会員に対してカード等を発行する者に連携し、当該カード等を発行する者において滅失、毀損または漏洩等したカード番号等にかかる会員に対して通知することができる。なお、当該公表または通知にかかる費用は加盟店が負担するものとする。
10. 加盟店は、第18条第1項の規定に基づき業務の一部または全部を第三者に委託するにあたり当該業務にカード番号等の取り扱いが含まれる場合は、以下の基準に従わなければならない。
  - (1) カード番号等の取り扱いの委託先が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること
  - (2) 委託先に対して、本条第2項および第3項の義務と同等の義務を負担させること
  - (3) 委託先が本条第4項で定めた具体的方法および態様によるカード番号等の適切管理措置を講じなければならない旨、および当該方法または態様につい

- て、本条第5項に準じて加盟店から当該委託先に対して変更を求めることができ、当該委託先はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること
- (4) 委託先におけるカード番号等の取り扱いの状況について定期的にまたは必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、当該委託先に対する必要かつ適切な指導および監督を行うこと
  - (5) 委託先があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取り扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること
  - (6) 委託先が加盟店から取り扱いを委託されたカード番号等につき、滅失、毀損または漏洩等しまたはそのおそれが生じた場合、本条各項に準じて、当該委託先は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに二次被害および再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること
  - (7) 加盟店が委託先に対し、カード番号等の取り扱いに関し第23条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること
  - (8) 委託先がカード番号等の取り扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること

## 第22条（加盟店情報交換センターへの登録、共同利用の同意）

1. 加盟店および加盟店の代表者（以下、これらを総称して「加盟店等」という。）は、当社が、加盟店審査ならびに加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置および取引継続にかかる審査等の目的のため、本条第4項に定める加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という）に登録されている加盟店等に関する情報を利用することに同意する。
2. 加盟店等は、当社が、本条第4項に定める情報をJDMセンターに報告し、当該情報がJDMセンターに登録されることに同意する。
3. 加盟店等は、JDMセンターに登録されている本条第4項に定める情報について、JDMセンターの加盟会員（以下「JDM会員」という）が、本条第4項の目的のため、それらの情報を共同利用することに同意する。
4. JDMセンターおよび共同利用について以下のとおりとする。

### （1）運営責任者

名 称：一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）

代表理事：松井 哲夫

住 所：東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル 6 階

電話番号：03-5643-0011（代表）

### （2）共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為および当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報および利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理およびクレジットカード

ド番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報およびクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がJDMセンターに報告することおよびJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とする。

### （3）共同利用する情報の内容

- ①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等にかかる苦情処理のために必要な調査の事実および事由
- ②個別信用購入あっせんにかかる業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんにかかる契約を解除した事実および事由
- ③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由
- ④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実および事由
- ⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われるまたは該当するかどうか判断できないものを含む。）にかかる、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- ⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報および当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）
- ⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報
- ⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報
- ⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- ⑩前記①から⑨にかかる当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。

### （4）保有される期間

前号の情報は、登録日（前号③および⑦にあっては、当該情報に対応する前号④の措置の完了または契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されるものとする。

### （5）加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者および

JDMセンター

※ JDM会員は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載

ホームページ <http://www.j-credit.or.jp/>

(6) 制度に関するお問い合わせ先および開示の手続き

加盟店情報交換制度に関する問い合わせおよび開示の手続きについては、本項第1号のJDMセンターまで申出るものとする。

### 第23条 (当社による調査等)

1. 当社は、以下の各号のいずれかの事由があるときには、自らまたは当社が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はその調査に応ずるものとする。
  - (1) 加盟店においてカード番号等が滅失、毀損または漏洩等しまたはそのおそれが生じたとき
  - (2) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われまたはそのおそれがあるとき
  - (3) 加盟店が本規約のいずれかに違反しているおそれがあるとき
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき
2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとする。
  - (1) 必要な事項の文書または口頭による報告を加盟店より受ける方法
  - (2) カード番号等の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出または提示を加盟店より受ける方法
  - (3) 加盟店もしくは第21条第10項に定めるカード番号等の取り扱いの委託先またはその役員もしくは従業員に対して質問し説明を受ける方法
  - (4) 加盟店または第21条第10項に定めるカード番号等の取り扱いの委託先においてカード番号等の取り扱いにかかる業務を行う施設または設備に立ち入り、カード番号等の取り扱いにかかる業務について調査する方法
3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとする。
4. 当社は、本条第1項または第2項の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができる。ただし、本条第1項第1号に基づく調査については、加盟店が第21条第6項第1号および同項第2号に定める調査ならびに同条第3項第1号および同項第2号に定める報告にかかる義務を遵守している場合、本条第1項第2号に基づく調査については、加盟店が第5条第3項に定める調査および第4項に定める報告にかかる義務を遵守している場合にはこの限りでない。

### 第24条 (是正改善計画の策定と実施)

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとする。

る。

- (1) 加盟店が第21条第3項、第5項もしくは第10項の義務を履行せず、または委託先が同条第10項第2号もしくは第3号に課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき。
  - (2) 加盟店または第21条第10項に定めるカード番号等の取り扱いの委託先の保有するカード番号等が漏洩等し、またはそのおそれがある場合であって、第21条第6項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。
  - (3) 第4条第5項に違反しまたはそのおそれがあるとき。
  - (4) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第5条第3項または第4項の義務を相当期間内に履行しないとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。
2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店は自己の負担のもとこれに応ずるものとする。

## 第25条（届出事項）

1. 加盟店は、当社に対して届け出ている第2条第2項の事項に変更が生じた場合には、速やかに当社所定の書面または記録媒体をもって、当社に対して届け出なければならない。なお、加盟店が新たに法人番号の指定を受けた場合における当該指定を受けた法人番号も同様とする。
2. 加盟店が前項の届出を怠ったことにより、当社からの加盟店に対する通知または送付書類その他のものが延着もしくは到着しなかった場合、当社は通常到達すべきときに到着したものとみなす。
3. 加盟店は、第4条第5項または第21条第4項の具体的方法または態様を変更しようとする場合には、あらかじめ当社と協議し、当社の承諾を得なければならない。
4. 当社は、加盟店に対し、第2条第2項および本条第1項に関する事項ならびに当社が必要と判断した事項につき定期的に報告を求めることができる。

## 第26条（解約）

加盟店または当社は、書面により3ヶ月以上の予告期間をもって相手方に通知することにより、本規約による契約を解約することができるものとする。

## 第27条（解除）

1. 加盟店および当社は、相手方が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの通知催告を要することなく本規約による契約の一部または全部を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、相手方にその賠償を請求することができる。

- (1) 本規約に違反し、是正が見込めないとき
  - (2) 営業に免許もしくは登録を要する場合に、監督官庁からこれらの取り消し処分を受けたとき
  - (3) 自ら振出しまたは裏書した手形、小切手が不渡りとなったとき
  - (4) 強制執行、競売の申立て、保全処分または滞納処分等を受けたとき
  - (5) 破産手続、民事再生手続または会社更生手続開始の申立てを受け、または自ら行ったとき
  - (6) 前三号のほか信用状態に重大な変化が生じたと判断されたとき
  - (7) 合併によらず解散したとき
2. 当社は、加盟店が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの通知催告を要することなく本規約による契約の一部または全部を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、加盟店にその賠償を請求することができる。
- (1) 第2条第2項に基づく届け出にあたり、虚偽の申請をしたとき
  - (2) 他社との取引を含め、信用販売制度を悪用していることが判明したとき
  - (3) 法令もしくは公序良俗に違反するなど監督官庁から改善指導・行政処分等を受けるまたは受けるおそれのある行為をしたとき
  - (4) 信用販売にかかる商品等もしくは販売方法等、会員からの苦情等その他の事由により、信用販売にかかる当事者として不適当であると当社が判断したとき
  - (5) 第4条もしくは第21条各項に違反したとき、または第4条もしくは第21条に定める措置を怠ったことにより事故が発生したとき
  - (6) 第23条、第24条または第25条のいずれかの規定に違反し、相当期間定めた催告によってもなおその義務を履行しないとき
  - (7) カード等による信用販売が1年以上ないとき
3. 当社は、加盟店が本条第1項各号または第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、または該当するおそれがあると当社が認めたときは、何らの通知催告を要することなく、立替金の一部または全部の支払いを留保できるものとし、この場合、当社は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。
4. 当社は、加盟店が本条第1項各号または第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当社が加盟店に対して負担する一切の債務と加盟店が当社に対して負担する一切の債務を何らの通知催告を要することなく、当然に対当額で相殺できるものとする。

## 第28条 (契約終了後の処理)

1. 本規約による契約が終了したときは、加盟店は、直ちにカード取扱店に掲示している当社所定の加盟店標識を取りはずすとともに、当社から交付されている当社所定の売上票その他の書類を当社に返却するものとする。
2. 当社および加盟店は、本規約の終了後は、個別の承諾を得ることなく相手方の商標、名称等を使用してはならない。
3. 第26条により本規約による契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし、当社および加盟店は、当該信用販売を本規約に従い取り扱うものとする。た

だし、当社および加盟店が別途合意した場合は、この限りではない。

## 第29条（損害賠償）

本規約に基づく業務を行うにあたり加盟店が故意または過失により当社に損害を与えた場合は、当社に生じた損害（逸失利益、機会損失を除く）を賠償するものとし、国際ブランドの規則等により当社が負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとする）等を損害に含むものとする。

## 第30条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店および当社は、自己および自己の親会社、子会社等の関連会社、ならびにそれらの役員、従業員等（以下「自己関係者」という）が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
  - （1）暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
  - （2）暴力団員（暴力団の構成員）および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - （3）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）
  - （4）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）
  - （5）総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
  - （6）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
  - （7）特殊知能暴力集団等（本項第1号から第6号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
  - （8）本項第1号から第7号に掲げるもの（以下「暴力団員等」という）の共生者（暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者））
  - （9）その他本項第1号から第8号に準ずる者
2. 当社および加盟店は、自己関係者が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社および加盟店は、自己関係者が本条第1項もしくは第2項の規定に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。
  4. 当社は、加盟店の自己関係者が本条第1項もしくは第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく信用販売を一時的に停止することができるものとする。本規約に基づく信用販売を一時停止した場合には、加盟店は、当社が信用販売の再開を認めるまでの間、本規約に基づく信用販売を行うことができないものとする。また、当社は、加盟店の自己関係者が第1項もしくは第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合、何らの通知催告を要することなく、立替金の支払いを留保できるものとし、この場合、当社は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。
  5. 当社および加盟店は、相手方の自己関係者が本条第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、本条第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、本規約に基づく信用販売を継続することが不適切であると認めるときには、直ちに本規約による契約を解除できるものとする。この場合、解除された当事者は、当然に期限の利益を失うものとし、相手方に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとする。
  6. 前項により解除した当事者に損失、損害または費用（以下「損害等」という）が生じた場合には、相手方は、これを賠償する責任を負うものとする。また、前項により、解除された当事者に損害等が生じた場合にも、解除された当事者は、当該損害等について相手方に請求をしないものとする。
  7. 第5項の規定に基づき本規約による契約を解除した場合でも、相手方に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとする。

### **第31条（本規約の変更等）**

当社は本規約の一部または全部を変更することができるものとする。変更等の手続きは、当社が加盟店に変更等の事項を通知するものとし、加盟店がその後会員に信用販売を行った場合には、加盟店は変更等を承認したものとする。

### **第32条（規定外事項）**

本規約に定めのない事務処理上の事項については、当社が別に定める取扱要領等によるものとする。

### **第33条（準拠法）**

本規約に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとする。

### **第34条（合意管轄裁判所）**

当社と加盟店の間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### **第35条（協議事項）**

本規約に定めのない事項ならびに解釈上の疑義が生じたときは、当社および加盟店双方協議のうえ、誠意をもって協議し円満に解決を図るものとする。